

# 三重県飲食店時短要請等協力金 第5期

(令和3年10月1日～令和3年10月14日)のご案内

三重県からの要請に応じて、**時短営業及びカラオケ設備の利用停止等**に全面的にご協力いただける**対象地域内の飲食店**に**協力金を支給**します

## 要請期間

令和3年10月1日(金)から10月14日(木)まで

※三重県からの要請内容の全てに応じていただくことが必要です。(協力金の支給額は、時短営業を開始した時期に応じて支給されます)

## 対象地域

「三重県リバウンド阻止重点期間」において**対策強化区域**とされた次の4市を対象とします。 **※県内全域ではありません。**

四日市市 鈴鹿市 亀山市 津市

## 要請内容

「みえ安心おもてなし施設(飲食事業者版)」の**認証店**については、**要請内容の緩和措置を受けることが可能**です。

	認証店以外	認証店	緩和措置
対象地域における要請内容	<ul style="list-style-type: none"><li>営業時間を<b>20時まで</b>に短縮</li><li>カラオケ設備の利用停止</li><li>業種別ガイドラインの遵守</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>営業時間を<b>21時まで</b>に短縮</li><li>カラオケ設備の利用停止</li><li>業種別ガイドラインの遵守</li></ul>	

※認証店において**緩和措置**を受ける場合は、**同一グループ・同一テーブル**の入店案内を原則4人以内にしていただく必要があります。

※認証取得申請中の店舗は要請内容の緩和を受けることはできません。但し、要請期間中に認証を取得した場合は、取得日から緩和措置を受けることが可能です。

※緩和措置の対象となるのは、**飲食事業者版の認証(黄色の認証マーク。右の図参照)**を取得した店舗です。**観光事業者版の認証(黄緑色の認証マーク)のみを取得している店舗は緩和措置の対象となりません**のでご注意ください。

※認証店においても、緩和措置を受けずに認証店以外と同様20時までの時短営業とすることも可能です。(この場合、要件に該当すれば協力金の支給対象となります。)

※緩和措置を受ける認証店が協力金の対象となるのは、**通常の営業時間が21時を越えている店舗**に限ります。

★認証店の紹介はこちらのQRコードから→  
(<https://mieria.kankomie.or.jp/eat/>)



認証施設の紹介はこちら▶



## 協力金の支給額

※中小企業は令和2年又は令和元年10月の1日当たりの売上高をもとに、大企業は令和2年又は令和元年からの10月の1日当たりの売上高減少額をもとに算定。

中小企業 (売上高方式)	1日当たりの売上高	～8.3万円	8.3～25万円	25万円～
	協力金の日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高×0.3)	7.5万円/日
大企業 (売上高減少額方式) (中小企業も選択可)	協力金の日額	令和2年又は令和元年10月の1日当たりの売上高と令和3年10月の1日当たりの売上高を比較した売上高減少額×0.4(上限20万円又は令和2年もしくは令和元年10月の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)		

# 対象店舗及び主な支給要件

※詳細は、県HPやHP掲載のQ & Aをご確認ください。

●**対象地域内の飲食店**であり、**要請内容を遵守していること**

●**三重県の要請に応じて時短営業を開始したこと**

●**要請の期間中・対象地域内の全店舗**において**時短営業に全面的に協力いただくこと**

※全面的に協力とは、要請の期間中・対象地域内の全店舗において、**20時（認証店において緩和措置を受ける場合は21時）から翌日5時まで営業を行わない（お客様にお帰りいただく）**ことをいいます。

●**令和3年9月30日以前から、食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、要請期間の全てを通して有効であること**

※令和3年9月30日以前から許可証取得の申請を行い、要請期間中の開業となった新規開業店舗を除く。

●**令和3年8月5日の時点で、通常の営業終了時刻が20時を越えていること**

※上記要請期間中の新規開業店舗を除く。

●**認証店において緩和措置を受ける場合は、同一グループ・同一テーブルの入店案内を原則4人以内とする**こと

## 〈対象外店舗の具体例〉

・自店舗用の飲食専用スペースを有しない店舗、宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設の飲食店  
※飲食専用のスペースを持っていない場合は、テイクアウト専門店の扱いとなります。

・「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」（令和3年8月6日版）発出より前（令和3年8月5日以前）から以下の状態の店舗

(1)自主的な休業・時短営業をしている店舗

(2)常態的に20時を越えて営業していない店舗

※第1～3期の協力金支給対象店舗で、かつ、第3期から継続して時短・休業している場合を除く。

## 留意事項

次の点にご留意ください。

・**通常の営業時間が20時を越えない店舗**は、休業・時短営業のいずれを実施しても、**協力金の対象となりません**。

・**緩和措置を受ける認証店が協力金の対象となるのは、通常の営業時間が21時を越える店舗のみ**です。通常の営業時間が20時～21時の認証店は、20時までの時短営業を実施することで協力金の対象となります。（協力金の支給を受けずに21時まで営業することも可能です。）

・**協力金の算定においては、次のような売上を含めることはできません**。

## 〈売上高に含めることができないものの具体例〉

宅配やテイクアウトの売上、宿泊施設における宿泊代金、飲食料金を含まないサービス料、カラオケ設備使用料、レジャー施設の入場料、その他飲食物の料金を含まない売上

※時短要請の対象外の店舗が時短営業をしていただいても、協力金は支給されません。

※申請後の審査において支給要件を満たさないと判断した場合、協力金は支給されません。

※協力金の支給後に要件を満たさない事実や虚偽等が発覚した場合は**全額返還**を求めます。

## 協力金の申請方法・申請期間・申請に必要な書類

・申請方法、受付期間等の詳細は、要請期間終了後に県HPに掲載予定です。

・協力金の申請時に必要となりますので、**時短営業をしていることを告知する貼り紙を掲示した店舗写真、店舗の外観・内観写真**を、時短営業実施期間中に必ず撮影しておいてください。

## 【三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口】

開設期間：10月1日（金）～11月30日（火）※土日祝除く

電話番号：059-224-2247 受付時間：9時から17時

要請期間中、見回りによる営業時間短縮等への協力状況の確認が実施されます。